

社会福祉法人寿陽会 役員・評議員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人寿陽会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定める。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 報酬等の支給は、現金または銀行振込とする。

（報酬等の種類及び額）

第3条 報酬等の種類及び額は、別表の定めるところによる。

（支給日）

第4条 報酬等の支給日は、社会福祉法人寿陽会給与規程第22条に準ずる。

（費用）

第5条 役員等が出張する場合は、社会福祉法人寿陽会旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たり旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

区 分	内 容	金 額
評議員	評議員会に出席した時	3,000 円
	その他職務を遂行した時	3,000 円
理事	理事会に出席した時	3,000 円
	その他職務を遂行した時	3,000 円
監事	理事会に出席した時	3,000 円
	監事監査を行った時	10,000 円
	その他職務を遂行した時	3,000 円
退職記念品	経 験 等	
	1 年未満	5,000 円
	3 年未満	10,000 円
	5 年未満	20,000 円
	10 年未満	25,000 円
	15 年未満	30,000 円
	20 年未満	35,000 円
	30 年未満	50,000 円
	30 年以上	60,000 円